

大和村農業委員会農地等の利用に関する指針

大和村農業委員会
会長 勝 三千也

1 基本的な考え

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）の改正法が平成28年4月1日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須事務として、明確に位置づけられた。

大和村においては、平地と中山間が混在しており、それぞれの地域によって農地の利用状況や営農類型が異なっており、地域の実態に応じた取り組みを推進するとともに対策の強化を図ることが求められている。

これらを踏まえて、農業委員と農地利用最適化推進委員が連携を図り、農地等の利用の最適化を進めることができるよう、法第7条第1項に基づく大和村農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法を以下のとおり定めるものとする。

なお、この指針は、「農林水産業・地域の活力創造プラン」（平成25年12月10日農林水産業・地域の活力創造本部決定）で、「今後10年間で担い手の農地利用が全農地の8割を占める農業構造の確立」とされたことから、それに合わせて令和6年を目標とし、農業委員及び推進の改選期である3年ごとに検証・見直しを行う。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会事務の実施状況等の公表について」（平成28年3月4日付け27経営2933号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく「目標及びその達成に向けた活動計画」のとおりとする。

2 遊休農地の解消について

(1) 遊休農地の解消目標

	管内の農地面積	遊休農地面積	遊休農地の割合
当初 (平成29年3月)	139ha	20ha	14.3%
現状 (令和2年3月)	140.9ha	21.9ha	15.5%
3年後 (令和4年3月)	135ha	19ha	14.1%
目標 (令和6年3月)	130ha	15ha	11.5%

注：「管内の農地面積」は、農林水産統計の耕地面積と遊休農地面積の合計面積。

(2) 遊休農地解消の具体的な取り組み方法

- 利用状況調査や利用意向調査を通じて農地所有者に対する説明や相談活動（個別相談等）を実施する。
- 農業委員や農地利用最適化推進委員による日常活動において、農地所有者の状況と農地の現状把握を行うとともに、借り手農家の掘り起こしを行う。
- 利用意向調査の結果と農業者の意向を踏まえ、農地中間管理事業への貸し付け手続きを行う。
- 遊休農地の所有者に対して、将来における利用展望についての状況把握を行い、現況に応じて「非農地判断」を行う。

3 担い手への農地利用集積について

(1) 担い手への農地利用集積目標

	管内農地面積	農地利用集積面積	集積率
当初 (平成29年3月)	119ha	1ha	0.8%
現状 (令和2年3月)	119ha	18.25ha	15.3%
3年後 (令和4年3月)	110ha	20ha	18.2%
目標 (令和6年3月)	100ha	25ha	25%

注：「管内の農地面積は、農林水産省の耕地面積とする。（遊休農地面積は含んでいない）」

(2) 担い手への農地利用集積に向けた具体的な取り組み方法

- 「人・農地プラン」等の地域農業者の話し合い活動の場に積極的に参加し、認定農業者等を地域の中心となる経営体と位置づけ推進を図っていく。
- 農業者の意向を踏まえて、農地中間管理事業を活用し、担い手へのアプローチを図っていく。
- 農業委員や農地利用最適化推進委員の日常活動において、農地中間管理事業等の普及活動を図っていく。

4 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

	新規参入経営体
現状 (令和2年3月)	1 経営体 3.8 ha
3年後 (令和4年3月)	2 経営体 5 ha
目標 (令和6年3月)	3 経営体 6 ha

注：現状については、平成29年度から令和元年度までの新規参入経営体数とする。

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な取り組み方法

- 新規参入や新規就農者の促進については、県・村・農業団体等と連携を図りながら、情報収集や新規就農者への支援体制を整備していく。
- 「人・農地プラン」等農業者との話し合い活動の中で意見を集約し、新規参入の促進に努める。
- 農業委員及び推進委員は、新規参入者（法人含む）の地域での受入条件の整備を図るとともに、参入後の定着を図るため、継続的な支援に努める。

5 その他

本指針の目標期間は、平成29年4月1日から令和6年3月31日までとし、その指針を確実なものとするため、農業委員・農地利用最適化推進委員の改選時期等に取り組みを検討し、見直しを行うものとする。